平成２４年（フ）第３５４号
愛知県大府市梶田町３丁目143番地の２　県営梶田住宅１棟202号
債務者　森重　　雪（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６１号
愛知県愛西市渕高町蔭島３　サニー・パレス102号、住民票上の住所岐阜県大垣市上石津町上原371番地
債務者　三宅　尚哉
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０号
滋賀県守山市水保町1414番地３
債務者　濱瀬　正治
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
滋賀県守山市水保町1414番地３
債務者　濱瀬美紀子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
大津市横木２丁目22番18―405号
債務者　山口　拓也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
大津市本堅田４丁目18番11―605号
債務者　岩井　良吉
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
滋賀県野洲市野田1994番地１
債務者　谷川　眞弓
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
滋賀県湖南市近江台１丁目７番15号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
滋賀県湖南市近江台１丁目７番15号
債務者　山本　侑里
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３号
滋賀県湖南市吉永244番地35
債務者　定原　義幸
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
大津市一里山５丁目15番７号
債務者　山田国雄こと　孫　　貞睦
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
滋賀県甲賀市水口町東名坂226番地２―３号、前住所滋賀県甲賀市水口町東名坂60番地―102号
債務者　神山　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
滋賀県守山市守山５丁目８番３―503号
債務者　渡邉未知彦
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
滋賀県東近江市沖野４丁目２番18号
債務者　小西　一三
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１７号
滋賀県彦根市高宮町1217番地４　106号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地34
債務者　小川　博志
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県姫路市的形町的形1664番地
債務者　中澤　保浩
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９３号
兵庫県加古川市平岡町高畑452番地の17、従前の住所兵庫県姫路市船津町1367番地６
債務者　隈井　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４７２号
奈良市大安寺１丁目１番１―101号
債務者　天野　祥代
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
奈良地方裁判所